

令和8年2月2日

各都道府県協議会・協会長 殿
生産県配置団体代表 殿

一般社団法人全国配置薬協会事務局
(押 印 省 略)

**指定濫用防止医薬品販売等手順書に係る
関係団体作成ガイドラインの周知について**

平素より本会運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件に付、令和8年1月30日付け厚生労働省医薬局総務課長通知「指定濫用防止医薬品販売等手順書に係る関係団体作成ガイドラインの周知について」（医薬総発 0130 第2号、別添②-1）が都道府県衛生主管部（局）長等へ発出され、本会作成の「配置販売における指定濫用防止医薬品販売等手順書」等に係る通知が行われている旨示されておりますので、お知らせします。各団体におかれては、本会からの当該通知について、傘下会員配置販売業者に対する周知と、法令遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

首題の件につきましては、令和7年12月26日付け厚生労働省医薬局長通知「指定濫用防止医薬品の販売等について」（医薬発 1226 第16号）において、関係団体からの指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成に係るガイドライン文書等について、追って示されることとされていたが、今回の通知により、下記3団体のガイドライン等について、都道府県関係団体並びに関係機関等への周知が求められたもの。

本会関係では、令和7年12月16日付け本会会長並びに薬事委員長通知「『配置販売における指定濫用防止医薬品販売等手順書』について」、令和8年1月15日付け本会会長通知「改正薬機法の一部施行等について（令和8年5月1日施行事項関係）」が発出されている旨示されている。（別添②-2）

■関係団体作成ガイドライン

(1) (公社) 日本薬剤師会作成

「〇〇薬局における調剤された薬剤及び医薬品の情報提供、指定濫用防止医薬品販売等に関する業務手順書（モデル）」

(2) (一社) 日本チェーンドラッグストア協会作成

「JACDS 版指定濫用防止医薬品の適切な販売にかかるガイドライン」

(3) (一社) 全国配置薬協会作成

「配置販売における指定濫用防止医薬品販売等手順書」

以上